蒲郡市民病院を災害拠点病院に指定していただくよう県庁(保健医療局医務課) に対して推薦することについて(協議)

【協議内容】

東三河南部医療圏における中核的な病院のうち、安定した地盤に建設されている蒲郡市民病院を南海トラフ地震などの大規模災害時の医療拠点とすることについて、東三河南部医療圏の医療関係者の総意の下、県庁に対して<u>蒲郡市民病院</u>を災害拠点病院に推薦することとしたい。

〇 現状

・ 厚生労働省が示している災害拠点病院の指定基準は、人口 20 万人に 1 か所であり、東三河南部医療圏約 70 万人においては、現在 3 か所の病院が災害拠点病院に指定されている。

病院名	病院機能	所在地
豊橋市民病院	救命救急センター、災害拠点病院	豊橋市
豊川市民病院	救命救急センター、災害拠点病院	豊川市
豊橋医療センター	災害拠点病院	豊橋市

・ 内閣府が公表している南海トラフ地震の被害想定では、東三河南部医療圏の 人的被害は大きく、災害医療の対応能力が強化された病院の存在は大変重要で ある。

〇 課題

地震による被害には、津波、建物の崩壊・損壊だけでなく、液状化による地盤の崩壊等による被害も予想され、東三河南部地域においては、液状化地域が多く、医療機関の消失・損壊も予想されている。内閣府の被害想定においても、東三河南部医療圏の災害拠点病院周辺の液状化が予想され、病院機能の維持が心配される状況にあり、南海トラフ地震に備え、災害医療の対応能力の強化が課題である。

〇 参考

蒲郡市民病院を災害拠点病院とする意義と役割について(別添1) 蒲郡市民病院の機能強化に向けた取組みについて(別添2)